

令和6年度財政援助団体等監査報告書における指摘事項の改善策等について

頁	指 摘 事 項	改 善 策 等	担当課
3	<p>1 東海村とうかい環境村民会議環境活動事業費補助金</p> <p>補助金関係事業は適正に行われ、会計帳簿も適切に整備されており、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。</p> <p>補助金返還の事務処理については、返還通知書と返納通知書兼領収書において、納期限の齟齬が生じていた。返還通知書は村財務規則第30条の規定のとおり、通知書発行から20日以内の期限が記載されていたが、返納通知書兼領収書においては規定を過ぎた期限が記載され、領収日は返還期限を過ぎていた。</p> <p>東海村補助金等交付規則によれば、延滞金が発生している。これは、上述のように、実際の返納に使用する返納通知書兼領収書に間違った納期限を記載して通知した事務的ミスによるものである。このようなことのないよう、書類を作成する際には、基本的な事項を確認してもらいたい。</p>	<p>返還通知書と返納通知書兼領収書の日付の齟齬は、返還通知書の起案の決裁後に返納通知書兼領収書の歳入伝票起票の決裁を行っていたため、返還通知書との突合をしなかったことが原因となっていました。以降は伝票起票の際に返還通知書を添付し、複数人で確認することで日付に相違がないかチェックいたします。</p>	環境政策課
4	<p>2 東海村民間学童クラブ運営費補助金</p> <p>補助金関係書類については、必要な書類は揃っており、補助金の事務手続きはおおむね適正に行われていた。</p> <p>一部の団体において、申請書の対象学童数や実績報告書の職員の配置状況の記載について誤りが認められた。これらは、補助金の交付対象に係る放課後児童支援員等配置基準や補助金額に影響を与えるので、所管課ではきちんと確認してもらいたい。</p> <p>当該補助金については、国の制度に基づき交付されるものであり、現行の村の要綱が国の要綱と異なるところや、分かりづらい表記について、現在所管課で改正の準備を進めているとのことであり、適切に進めてもらいたい。</p> <p>本補助制度は複雑で分かりにくいいため、所管課では令和5年度から団体向けの勉強会を開催しているとのことであり、今後も情報を共有する場を設け、事業を円滑かつ適切に進められるよう努めてもらいたい。</p> <p>事業に関する会計書類の提出を求めたところ、予算書及び決算書が存在しない団体、帳簿を作成していない団体があり、作成された内容についても不明瞭な団体が認められた。また、内部監査を実施していない団体も見受けられたので、正しい会計処理が行われるよう実施した方がよい。税金により拠出される補助金であるので、所管課においては、適正な運営が行われるよう、団体に対し、適宜調査を行い、指導してもらいたい。</p>	<p>申請書や実績報告書等の補助金関係書類については、複数職員による確認を徹底してまいります。補助金交付要綱については、国の要綱との整合性を図るほか、補助金の執行状況が適切に確認できるよう各様式の見直しを行い、令和6年度中に改正を行います。</p> <p>指摘を頂いた事務手続きや会計処理の不備等については、12月20日に開催した事業者向け研修会において、書類作成時の留意点や、適正な会計処理について説明・指導を行いました。今後も研修会を定期的に関催し、事業者に対する指導を継続してまいります。</p>	子育て支援課
5	<p>3 東海村病虫害駆除協議会補助金</p> <p>当該団体の会計帳簿はおおむね適正に整備され、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。</p> <p>補助金の手続きにおいては、収支予算書及び収支決算書において、補助金交付要綱に定められている補助対象経費ではない賃借料(賦課金徴収システム)が補助金に充当されていた。また、事業報告書の事業内容については、要綱に定められた様式・内容とは異なるものであった。</p> <p>補助金は要綱に従い交付されるものなので、事業遂行に必要な経費で補助金支出として問題のない経費であれば補助対象経費とするべきであるし、事業報告書も要綱どおりに記載されることが望ましいので、要綱を本補助金の実態に合うよう見直した方がよい。</p>	<p>要綱の内容について、実態に合わせ補助対象経費を含めて見直しを行ってまいりたいと考えております。また、様式使用及び記載内容については、要綱に基づいているか確認を徹底するとともに、関係書類の作成にあたっては当該団体への指導も行ってまいります。</p> <p>今回ご指摘をいただいた件を含め、要綱及び「補助金等の適正化に関する事務処理要領」に基づき適正な事務の執行に務めてまいります。</p>	農業政策課
6	<p>4 東海村小・中学生各種大会派遣事業費補助金</p> <p>本補助事業は、学校におけるスポーツ・文化活動の振興や児童生徒の育成、保護者の負担軽減に寄与するものである。補助事業に係る所管課及び学校の事務の執行については、おおむね適正に行われていたが、一部に以下の不適切な点があった。</p> <p>補助金事務手続きについては、学校から提出された一部の書類において、収支予算書の事業予算や算出根拠、収支決算書の予算額や決算額、決算額の根拠(備考)に誤記載があった。また、村が作成する補助金交付決定審査調書において、総事業費や補助対象外経費が正しく記載されずに査定されているものがあった。補助金を交付決定する際には、内容を十分に確認してもらいたい。</p> <p>事業経費については、バス借上代において、乗車人数に対し車種が大きく経費が過大であると認められるものがあった。大切な税金から拠出する補助金であるので、交付決定する際に、学校に対し経済的な事業の執行を心掛けるよう指導してもらいたい。</p>	<p>指摘事項を踏まえ、課内において補助金関係書類の確認を徹底いたします。また、補助金交付を受けている各小中学校には、今回の指摘事項を伝達するほか、次回以降の補助金関係書類作成の際に、「東海村小・中学生各種大会派遣費補助金交付要綱」及び「小・中学生大会派遣費補助金の手引き」を改めて参照するよう促し、作成書類と根拠資料の数値の突合を行うとともに、事業経費を過大に見積もることのないよう指導いたします。</p>	学校教育課